

みんなを守る 交通ルール!

夏休みがはじまり、自転車や自動車を利用した外出の機会が増える季節になりました。道路交通法の改正などにより、交通ルールは少しずつ変わってきています。

車も歩行者も一人ひとりの思いやりが、交通事故を減らします。
お互いが交通ルールを守り、交通事故のない社会にしましょう!

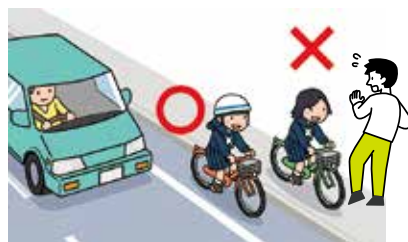
問 市防災安全課 TEL 34-0429



「自転車安全利用五則」を徹底しましょう!

自転車の基本的な交通ルールである「自転車安全利用五則」を守りましょう。

- ☑ 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



- ☑ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

(自転車も車両です。標識に従い、安全確認を行いましょう。)



- ☑ 夜間はライトを点灯

(自分が見えるだけでなく、相手に自分を目させるためにも重要です。)



- ☑ 飲酒運転は禁止

(飲酒運転は大変危険です! 絶対にやめましょう!)



- ☑ ヘルメットを着用 (努力義務)



自動車を運転する方が注意するPOINT



- ☑ 自転車は軽車両です。追い越す際は、自転車と十分な距離を空けましょう。

- ☑ 左折時は巻き込みに注意しましょう。ミラーだけでなく目視での確認を行いましょう。

- ☑ 横断歩道では歩行者・自転車を優先しましょう。

- ☑ ドアの開閉時に注意しましょう。後方確認を忘れないようにしましょう。

- ☑ 住宅街では速度を控えめにし、て運転しましょう。

1 青切符が始まりました!

「道路交通法の一部を改正する法律」(令和6年法律第34号)が4月1日から施行され、自転車の一定の交通違反を対象に「交通反則通告制度(「青切符」制度)」が導入されました。

16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対し、反則金の対象になります。



- スマートフォンなどを見ながらの運転
- ヘッドフォンやイヤホンの使用
- 傘差し運転
- 信号無視
- 一時不停止など



2 生活道路は時速30キロへ

令和8年9月1日から改正道路交通法施行令の施行により、生活道路(※)での自動車の法定速度が時速60キロから時速30キロ引き下げられます。

(※)「生活道路」:主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線がない道路のこと。

▶以下の道路は法定速度が時速60キロのままです。

- 1 道路標識または道路標示による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路
- 2 道路の構造上または柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線および減速車線以外のもの
- 4 自動車専用道路

※道路標識などで最高速度が指定されている道路は、その速度が最高速度です。



ヘルメット購入費を一部補助します



購入要件 4月1日以降に購入した自転車用ヘルメット(新品、安全基準を満たすもの)

申請に必要なもの

- 1 ヘルメット購入時の領収書またはレシート
- 2 SGマークなど安全基準を満たしていることを証明できるもの (SGマークなどのシールが貼られているヘルメット本体や取扱説明書など)
- 3 通帳番号の控え (補助金を入金するために使用します。)
- 4 市税など納付状況確認に関する同意書(同意書は防災安全課窓口にあります。)

補助金額 購入費用の2分の1(上限2,000円) ※予算がなくなり次第、受付を終了します。

補助対象 申請日に市内に住民登録のある方で、市税などの滞納のない方(一人1回限り)

▶詳しくはコチラ

